

平成19年度(2007年度) 使用料・手数料の設定・改定について

1 総括表

	区 分	使 用 料	手 数 料
設 定	施設の新設 によるもの	三国市民農園使用料 75万円	
	法令の改正 によるもの		都市計画関係手数料 4,359万7千円
	国・県との均衡 によるもの		消防関係手数料 357万4千円
		1 件 75万円	2 件 4,717万1千円

※ 表中の金額は、使用料・手数料改定等に伴う増収見込額(通年ベース)である。

(参考)

このほかに、国・県との均衡によるものとして、高等学校授業料等の改定について、追加送付を行う予定。

## 2 施設の新設によるもの

### ◆三国市民農園使用料

#### (1) 内容

区 分	金 額
一 般 区 画	1区画1年につき 7,500円
福 祉 区 画	1区画1年につき 150円

#### (2) 使用料の額の考え方

原価回収額を勘案し設定する。

(3) 実施時期 19年8月1日

(4) 増収見込額 75万円  
(通年ベース)

## 3 法令の改正によるもの

### ◆都市計画関係手数料

#### (1) 主な内容

区 分	金 額
建築物に関する確認申請手数料	建築物の用途が工場等で構造計算適合性判定(国土交通大臣が定めた方法の場合)に係る床面積が1,000平方メートル以下の場合の追加額 125,000円

#### (2) 手数料の額の考え方

県と同額に設定する。

(3) 実施時期 建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の施行の日

(4) 増収見込額 4,359万7千円  
(通年ベース)

#### 4 国・県との均衡によるもの

##### ◆消防関係手数料

###### (1) 主な内容

区 分	金 額
火薬類関係手数料 (火薬類 製造許可申請に対する審査)	1件につき 220,000円
高圧ガス関係手数料 (高圧ガス製造許可申請に対する審査)	1件につき 31,000円

###### (2) 手数料の額の考え方

地方公共団体の手数料の標準に関する政令に定める額と同額に設定する。

(3) 実施時期 19年4月1日

(4) 増収見込額 357万4千円  
(通年ベース)